平成２９年（フ）第７３１号
広島市安佐南区中筋１丁目18番４―103号
債務者　串野理髪店こと　串野　義人
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７号
広島市中区舟入中町８番19―302号
債務者　和田　保
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１号
福岡県太宰府市向佐野３丁目８番13号　ウィングコート花やしきＢ201号
債務者　前田　晋
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４７号
福岡市西区横浜３丁目33番10―201号
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６号
長崎県大村市協和町666番地１　サンコーポまつしたＢ棟２階９号室
債務者　松尾　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第４号
長崎県大村市諏訪２丁目118番地　スワハイツＢ101
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１号
大分県日田市田島本町５番30号　第２江藤ビル14号
債務者　井上　孝之
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第２号
大分県日田市上城内町１番46号　たつみ荘13号
債務者　梅本　卓也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第２６号
愛知県安城市今池町１丁目24番20号　パームタウン今池201
債務者　渡邊佐代子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
和歌山県新宮市徐福１丁目５番38号
債務者　木村　文彦
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成３０年（フ）第１７号
佐賀市本庄町大字末次593番地16　ＭＥＩＴＡ６　Ｂ号室
債務者　西村　和久
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
北海道小樽市蘭島１丁目５番２号　蘭島住宅3679号室、前住所北海道岩内郡岩内町字野束口34番地３
債務者　齊藤　聖也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第９号
北海道小樽市長橋３丁目15番６号
債務者　成田スヾ子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１４号
北海道苫小牧市新中野町３丁目11番７号　パインヒルズ105号
債務者　大石美智香
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３号
岐阜県高山市上岡本町２丁目128番地２
債務者　森本亜沙美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市道伯２丁目８番27号　アーバンハイツながいＡ―205
債務者　薄田　克彦
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野715番地、旧住所鳥取県鳥取市青谷町小畑379番地
債務者　竹田　優子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鳥取地方裁判所民事部